税務訴訟資料 第268号-65 (順号13170)

東京高等裁判所 平成●●年(○○)第●●号 法人税更正処分取消等請求控訴事件 国側当事者·国(神田税務署長)

平成30年7月18日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成30年1月25日判決、本資料268号-12・順号13117)

判

控訴人株式会社B

同代表者代表取締役 甲

同訴訟代理人弁護士 清井 礼司

被控訴人

同代表者法務大臣 上川 陽子 処分行政庁 神田税務署長

大西 国彦

同指定代理人 野田谷 大地

 同
 吉留
 伸吾

 同
 神山
 典子

 同
 小坂
 明正

 同
 西田
 昭夫

 同
 秋山
 真優美

主

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 神田税務署長が、控訴人に対し、平成26年2月24日付けでした控訴人の平成20年11 月1日から平成21年10月31日までの事業年度に係る法人税の更正処分及び過少申告加算 税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 神田税務署長が、控訴人に対し、平成26年2月24日付けでした控訴人の平成21年11 月1日から平成22年10月31日までの事業年度に係る法人税の更正処分及び過少申告加算 税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 4 神田税務署長が、控訴人に対し、平成26年2月24日付けでした控訴人の平成22年11 月1日から平成23年10月31日までの事業年度に係る法人税の更正処分及び過少申告加算 税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 5 神田税務署長が、控訴人に対し、平成26年2月24日付けでした控訴人の平成23年11

月1日から平成24年10月31日までの事業年度に係る法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

- 第2 事案の概要(略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。以下、本判決において同じ。)
 - 1 (1) 控訴人は、不動産の売買等を目的とする株式会社であるが、平成元年から平成7年までの間、原判決「別表1」記載の各土地(本件各土地)を購入し(本件各購入契約)、本件各土地のうち原判決「別表1」の順号欄1ないし99の各土地(本件土地A)を、平成12年1月27日、控訴人代表者の子が代表取締役に就任している有限会社C社(C社)に売却した(本件土地A売買契約)。
 - (2) 控訴人は、平成13年10月期(平成12年11月1日から平成13年10月31日までの事業年度をいう。以下、控訴人の他の事業年度についても同様に表記する。)の貸借対照表上、「土地営業権原価」という勘定科目で固定資産に計上し、平成15年10月期以降、これを減価償却しており、平成21年10月期から平成24年10月期までの各事業年度(本件各事業年度)に係る法人税の申告(本件各申告)においても、平成20年10月期の貸借対照表上固定資産に計上されていた「土地営業権原価」には減価償却資産である無形固定資産(営業権)が含まれることを前提に、これに係る償却費を当該事業年度の損金の額にそれぞれ算入したところ(本件各償却額)、処分行政庁である神田税務署長から、前記「土地営業権原価」は控訴人が本件土地Aを平成12年10月期に譲渡したことにより生じた譲渡損失に相当する金額の残額であって、本件各事業年度において減価償却し得るものではないから、本件各償却額は本件各事業年度における損金の額に算入すべき金額とは認められないとして、本件各事業年度に係る法人税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分(本件各更正処分等)を受けた。
 - (3) 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、本件各償却額の減価償却を認めないのは誤っているとして、本件各更正処分等の取消しを求める事案である。
 - 2 原審は、平成20年10月期に計上された「土地営業権原価」8億5389万8968円を 原資としてされた減価償却は、平成13年10月期における「土地営業権原価」12億611 0万1159円がその後の事業年度における減価償却により償却された残額であるところ、そ もそも、控訴人が、平成12年1月27日に本件土地AをC社に売却し、売買代金3000万 円の支払を受けて本件土地Aを同社に引き渡したことにより、同日の属する平成12年10月 期に所得の実現があったと認められるから、平成13年10月期における「土地営業権原価」 を構成する各価額については、本件各土地の取得価額を構成するものであり、本件土地Aの譲 渡に係る譲渡損失として、平成12年10月期の損金に算入されるべきものであって、いずれ も平成15年10月期から平成24年10月期までの各事業年度の損金の額にその償却額を算 入することのできる減価償却資産に当たらないから、その平成20年10月期における残額を 原資とする本件各償却額を本件各事業年度の損金の額に算入することもできず、控訴人の主張 は理由がないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。
 - 3 控訴人は、原判決を不服として本件控訴を提起した。
 - 4 関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおり付加 訂正し、後記5において、当審における当事者の補充的主張を付加するほかは、原判決の「事 実及び理由」の「第2 事案の概要」2ないし5(原判決3頁6行目から14頁3行目まで、

別紙及び別表を含む。)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁9行目から10行目までを次のとおり改める。
 - 「3 前提事実(証拠によって認定した事実は、認定に供した証拠を各項末尾括弧内に摘示し、当裁判所に顕著な事実は、当該事実の末尾にその旨を括弧内に摘示し、それらの記載のない事実は当事者間に争いがない。)」
- (2) 原判決4頁13行目の「(甲5、乙1)」を削除する。
- (3) 原判決7頁6行目の「本件訴えを提起した」の次に「(当裁判所に顕著な事実)」を加える。
- 5 当審における当事者の補足的主張

(1) 控訴人

控訴人は、ゴルフ練習場施設について、開発行為に関する都市計画法上の協議ないし建築 基準法上の協議をし、F村役場等から支障がないことを確認し、さらに、F村役場等との間 で、道路用途廃止等の協議を終了し、F村役場から公文書(甲6の2)として、権利を明文 化され、本件各土地にゴルフ練習場施設の営業権を獲得した。

このよう営業権は月に500万円から1000万円の売上げを見込むことができるものであり、利益率も50パーセント以上あるから、多額の収益を実現し得るものであり、控訴人は、このような無形の財産的価値を有するものである。

(2)被控訴人

営業権に係る主張については、仮定に基づいて収益力の差を述べているにすぎないものであり、本件各土地におけるゴルフ練習場施設が本件各事業年度末日までに完成していないことからしても、当該ゴルフ練習場が無形の財産的価値を有するとはいえない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と同様、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正し、後記2において、当審における当事者の補足的主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1ないし3(原判決14頁10行目から27頁20行目まで、別表を含む。)に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (1) 原判決16頁17行目末尾に「(甲3の2、乙129、弁論の全趣旨)」を加える。
- (2) 原判決17頁2行目の「C社は、」の次に、「「土地台帳 有限会社C」と題する書面において、」を加える。
- (3) 原判決21頁16行目の「引渡しを受けた」を「引渡しをした」と改める。
- (4) 原判決22頁5行目の「平成22年3月」から7行目の「(乙137の2)」までを次のと おり改める。

「平成22年3月にF村と合併したE市の市長が、市町村合併前の旧F村及び合併後のE市において、本件土地Aについて、都市計画法に基づく開発行為に関する協議、申請等がなされた経緯はなく、本件回答書の目的や趣旨の詳細は不明である旨の回答をしていること(乙137の1及び2)」」

- (5) 原判決24頁4行目の「解される」の次に「最高裁平成●●年(○○)第●●号同5年1 1月25日第一小法廷判決・民集47巻9号5278頁参照)」を加える。
- (6) 原判決26頁24行目の「原告自身の供述」を「控訴人代表者自身の供述」と改める。
- 2 当審における当事者の補足的主張に対する判断 控訴人は、F村役場等との間において、都市計画法ないし建築基準法上の協議ないしその他

の行政上の協議を行い、F村役場から公文書(甲6の2)として、権利を明文化され、本件各 土地にゴルフ練習場施設の営業権を獲得した旨主張する。

しかしながら、甲第6号証の2について、平成22年3月にF村と合併したE市の市長が、本件土地Aについて、都市計画法に基づく開発行為に関する協議、申請等がなされた経緯はなく、本件回答書の目的や趣旨の詳細は不明である旨の回答していることは、本判決において引用する原判決第3・2(2)において判示するとおりであり、このような点からすると、甲第6号証の2が本件土地Aについて、都市計画法に基づく協議、申請がなされたことを根拠付けるものということはできず、他に、控訴人の主張を認めるに足りる証拠はない。

そうすると、ゴルフ練習場施設の営業権取得を前提とする控訴人の主張も理由がない。

3 その他、控訴人は種々主張するが、前記引用に係る原判決(上記1のとおり改めた後のもの。 以下同じ。)の認定、判断を左右するものはない。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主 文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部 裁判長裁判官 深見 敏正 裁判官 吉田 尚弘 裁判官 菊池 絵理